

○北海道警察山岳遭難救助隊規程の運用について

令和5年3月23日  
道本地第8245号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て  
この度、北海道警察山岳遭難救助隊規程（昭和48年警察本部訓令第22号）の改正に伴い、新たに「北海道警察山岳遭難救助隊規程の運用について」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「北海道警察山岳遭難救助隊規程の運用に制定について」（平22. 9. 27道本地第第3830号）は、同日付で廃止する。

記

第1 主な改正点

- 1 山岳遭難救助隊の任務に「山岳遭難の防止に関すること」を加え、活動の内容を具体的に明記した。
- 2 救助対策班及び航空対策班に新たに副班長を置き、役職指定した。
- 3 方面救助隊の副隊長を役職指定した。
- 4 救助隊員の指定に当たっては、所属長が推薦した者を対象とした選考会を実施した上で、適性を判断するものとした。
- 5 救助隊員の出動要請は、隊本部長又は方面救助隊長に対して行い、隊本部長又は方面救助隊長が、その出動を命ずるものとした。
- 6 救助隊員を速やかに招集するため、勤務動態等を報告させるものとした。
- 7 必要に応じ、隊本部長が、方面救助隊の当該方面以外の出動を命じることができることを明記した。
- 8 救助活動に係る専門的な指揮及び運用は、山岳遭難救助隊の派遣先の警察署長と調整の上、隊本部長又は方面救助隊長が行うものとした。

第2 解釈及び運用方針

項目	解釈及び運用方針
1 任務（第3条関係）	(1) 山岳遭難救助隊は、山岳遭難救助活動における初動体制の重要性から、北海道山岳遭難防止対策協議会設置要綱に定める北海道山岳遭難防止対策協議会（以下「遭対協」という。）の中核としての位置付けを保持しながら、主として山岳遭難が発生した場合の第一次的な搜索及び救助の役割を果たすものである。 (2) 「山岳遭難の防止に関すること」とは、各種広報媒体を活用した情報発信、山岳パトロールを通じた注意喚起等の山岳遭難を防止するための活動（以下「遭難防止活動」という。）をいう。
2 組織及び編成（第4条関係）	別表第1 北海道警察山岳遭難救助隊の編成にある方面山岳遭難救助隊の副隊長については、方面救助隊長が地域企画課又は方面本部地域課に所属する課長補佐の中から、それぞれ指定する。
3 隊本部（第5条関係）	(1) 隊本部に置かれる総括班、警備班、装備班、通信班及び航空班は、山岳遭難救助隊の運営上必要な事務を行う。 (2) 直轄部隊は、隊本部の附置機関として北海道全域において、機動的に山岳遭難者の搜索、救助及び遭難防止活動を行う。
4 北海道警察山岳遭難救助隊員の指定等	(1) 救助隊員の指定に際し、所属の長が推薦した者を対象とした選考会を実施し、適性を判

(第7条関係)	<p>断した上で指定する。</p> <p>(2) 指定の解除における「一定の事由」とは、配置換えに伴う指定継続の困難性、体力の低下等により救助隊員としての任務遂行に支障があると認められる場合をいう。</p>
5 隊本部長、方面救助隊長及び救助対策官の職務 (第8条関係)	<p>(1) 隊本部長の事務のうち、「山岳遭難救助隊の指揮及び運用に関する事項」とは、山岳遭難救助隊の部隊指揮、直轄部隊の運用、出動に際しての調整等をいう。</p> <p>(2) 方面救助隊長の事務のうち、「方面救助隊の指揮及び運用に関する事項」とは、隊員の管理、出動する隊員の所属との調整等をいう。</p> <p>(3) 救助対策官は、隊本部長の命を受け、救助対策班の指揮及び派遣先における山岳遭難救助隊の運用に従事して、捜索及び救助活動の方針、関係機関との調整、捜索中止等について警察署長を補佐するものである。</p>
6 出動要請 (第9条関係)	<p>出動要請は、電話連絡等により行い、事後速やかに書面により、遭難発生状況を報告すること。</p>
7 出動命令 (第10条関係)	<p>(1) 所属の長を通じて出動要請を受けた隊本部長又は方面救助隊長は、救助隊員が配置されている所属を通じて事案概要、必要人員、装備資器材並びに集合時間及び場所を連絡し、救助隊員を招集するものとする。</p> <p>(2) 救助隊員を速やかに招集するため、救助隊員が配置されている所属の長は、自所属の救助隊員の勤務動態及び病気、負傷、業務都合等により出動に応じることができない期間について、あらかじめ警察本部地域企画課山岳救助係（札幌方面以外の方面の所属にあっては、当該方面本部地域課経由）に報告するものとする。</p> <p>(3) 「必要があると認めるとき」とは、遭難者の人数、負傷程度、遭難現場の危険性及び困難性、救助活動の切迫性、活動所要時間等から判断し、当該方面救助隊のみでは、救助活動に支障があると認められる場合をいう。</p>
8 山岳遭難救助隊の運用 (第11条関係)	<p>(1) 「救助活動に係る専門的な指揮及び運用」とは、救助活動に関する専門的な知識を元に、遭難現場の危険性、困難性等を判断し、捜索体制、捜索場所、捜索方法等について指揮及び運用することをいう。</p> <p>(2) 警察署長は、山岳遭難現場の管轄責任において、山岳遭難救助隊の支援、関係機関との調整、遭難者の家族対応、捜索中止の判断等を行うとともに、派遣された山岳遭難救助隊については、管轄する市町村、地方遭対協その他の団体で組織する救助体制の中核として協働対応をするものであるとの位置付けとし、</p>

	飽くまで当該救助活動が警察独自の活動として誤解されることがないように配慮すること。
9 装備品（第14条関係）	<p>(1) 装備品については、別表第4の基準のほか、救助活動の現状、装備品の必要性等を考慮して、その都度、整備するものとする。</p> <p>(2) 山岳遭難救助隊の装備品は、隊本部及び方面救助隊において、山岳遭難救助隊装備品一覧（共同装備）（別記第1号様式）及び山岳遭難救助隊装備品一覧（個人装備）（別記第2号様式）により管理するものとする。</p>
10 備付簿冊（第17条関係）	<p>隊本部及び方面救助隊に次に掲げる簿冊を備えるものとする。</p> <p>(1) 隊員名簿</p> <p>(2) 山の遭難発生報告</p> <p>(3) 山岳遭難救助隊装備品一覧</p>

※ 別記様式は省略